

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成25年11月8日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂ひいらぎ・つばき石畳通地区建築協定

2 申請者の氏名

西井 征一

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目5番地、6番地1、6番地3から6番地6まで、7番地6、7番地7、16番地1から16番地5まで、17番地1から17番地3まで、18番地1、18番地2、18番地4、18番地5、19番地1から19番地3まで、20番地1、20番地2及び20番地12並びに同区同町6丁目2番地3、4番地1、9番地1から9番地3まで、10番地2、10番地3、11番地1、12番地1、12番地3から12番地11まで、12番地13、12番地14、24番1から24番12まで、25番地1、25番地2、26番地2から26番地4まで、26番地6及び26番地7

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町5丁目6番地2、7番地1から7番地5及び18番地3並びに同区同町6丁目4番地2、9番地4、10番地1、12番地2、12番地12、26番地1及び26番地5

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成25年11月8日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)